

市（町・村）国民健康保険税条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町・村）国民健康保険税条例（例）（昭和二十六年地財委税第八百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「四十七万円」を「五十万円」に、同条第三項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第二十三条中「四十七万円」を「五十万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第一号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条第二号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき三十五万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 円

(2) 特定世帯 円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 円

(2) 特定世帯 円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 円

『(世帯別平等割額を課さない市町村)』

第二十三条中「四十七万円」を「五十万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第一号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条第二号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき三十五万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前二号に該当する者を除く。)

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)

円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)

円

ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第一条第二項に規定

する世帯主を除く。）一人について

円

『（地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村）

第二十三条中「四十七万円」を「五十万円」、「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第一号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条第二号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条第三号を削る。』

『（世帯別平等割額を課さず、地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村）

第二十三条中「四十七万円」を「五十万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第一号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条第二号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「三十三万円」に改め、同条第三号を削る。』

第二十三条の次に次の一条を加える。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十三条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等をいう。第二十四条の二において同じ。）である場合における第三条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第二十三条の二に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号（及び第三号）において同じ。）とする。

『（所得割総額を各種控除後の総所得金額等にあん分して算定する市（町・村））

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十三条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等をいう。第二十四条の二において同じ。）である場合における第三条及び前条の規定の適用については、第三条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第二十三条の二に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。」と、「同項各号」とあるのは「法第三百十四条の二第一項各号」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号（及び第三号）において同じ。」とする。』

『（所得割総額を市（町・村）民税の所得割額にあん分して算定する市（町・村）
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第二十三条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等をいう。第二十四条の二において同じ。）である場合における第三条及び前条の規定の適用については、第三条中「市（町・村）民税の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。」とあるのは「市（町・村）民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。）の額（第二十三条の二に規定する特例対象被保険者等の市（町・村）民税の所得割の課税標準である総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市（町・村）民税の所得割の額に相当する額。」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号（及び第三号）において同じ。」とする。』

第二十四条の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第二十四条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市（町・村）長が必要と認める事項を記載した申告書を市（町・村）長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第二項中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。

附則第七項中「その世帯の」を「その世帯に」に改める。

附則第十三項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第十四項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例(例)は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第十三項及び第十四項の改正規定については、平成二十二年六月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 改正後の市(町・村)国民健康保険税条例(例)の規定は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

市(町・村)国民健康保険税条例(例)の一部を改正する条例(例) 新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(課税額)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額並びに被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が五十万円を超える場合において、基礎課税額は、<u>五十万円</u>とする。</p> <p>3 第一項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額並びに被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>十三万円</u>を超える場合において、後期高齢者支援金等課税額は、<u>十三万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して</p>	<p>(課税額)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額並びに被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>四十七万円</u>を超える場合において、基礎課税額は、<u>四十七万円</u>とする。</p> <p>3 第一項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額並びに被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>十二万円</u>を超える場合において、後期高齢者支援金等課税額は、<u>十二万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して</p>

課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十万円を超え
る場合には、五十万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十三万円を超える場合には、十三万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円を超えない世帯に係る納税義務者

イ〜へ 略

二 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イ〜へ 略

三 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき三十五万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について

課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が四十七万円を超える場合には、四十七万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ〜へ 略

二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イ〜へ 略

円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 円

(2) 特定世帯 円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 円

(2) 特定世帯 円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 円

『（世帯別平等割額を課さない市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十万円を超えて

『（世帯別平等割額を課さない市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が四十七万円を超えて

場合には、五十万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十三万円を超える場合には、十三万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円を超えない世帯に係る納税義務者

イハ 略

二 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イハ 略

三 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき三十五万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について

ロ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

場合には、四十七万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

イハ 略

二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イハ 略

険者均等割額 被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。

）一人について 円

ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 円

『（地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十万円を超える場合には、五十万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十三万円を超える場合には、十三万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円 を超えない世帯に係る納税義務者

イ〜へ 略

二 法第七百三条の五 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円 に被保険者（当

『（地方税法施行令第五十六条の八十九第三項に定める基準に該当する

市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が四十七万円を超える場合には、四十七万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ〜へ 略

二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に被保険者（当

該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

イ〜ハ 略

該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

イ〜ハ 略

三| 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき三十五万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前二号に該当する者を除く。)

イ| 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について

円|

ロ| 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯

の区分に応じ、それぞれに定める額

(1)| 特定世帯以外の世帯 円|

(2)| 特定世帯 円|

ハ| 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)

一人について 円|

ニ| 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1)| 特定世帯以外の世帯 円|

(2)| 特定世帯 円|

ホ| 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課

税被保険者（第一条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について
て 円

介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について
円

『（世帯別平等割額を課さず、地方税法施行令第五十六条の八十九第三項に定める基準に該当する 市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が四十七万円を超える場合には、四十七万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

イハ 略

二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を

『（世帯別平等割額を課さず、地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十万円を超える場合には、五十万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十三万円を超える場合には、十三万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円を超えない世帯に係る納税義務者

イハ 略

二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、三十三万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を

務者を除く。)一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

イハ 略

』

除く。)一人につき二十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

イハ 略

三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき三十五万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前二号に該当する者を除く。)

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について

ロ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)

ハ 一人について 円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 円

』

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十三条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第二十四条の二において同じ。)である場合における第三条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「規定する総所得

金額」とあるのは「規定する総所得金額（第二十三条の二に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の第二項」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号（及び第三号）において同じ。）」とする。

『（所得割総額を各種控除後の総所得金額等にあん分して算定する市（町・村））

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第二十三条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第二十四条の二において同じ。）である場合における第三条及び前条の規定の適用については、第三条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第二十三条の二に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。）」と、「同

項各号」とあるのは「法第三百十四条の二第一項各号」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号（及び第三号）（において同じ。）」とする。」

『（所得割総額を市（町・村）民税の所得割額にあん分して算定する市（町・村））

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第二十三条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等をいう。第二十四条の二において同じ。）である場合における第三条及び前条の規定の適用については、第三条中「市（町・村）民税の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。」とあるのは「市（町・村）民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。）の額（第二十三条の二に規定する特例対象被保険者等の市（町・村）民税の所得割の課税標準である総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市（町・村）民税の所得割の額に相当する額。」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所

得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号（及び第三号）において同じ。」とする。』

（特例対象被保険者等に係る申告）

- 第二十四条の二 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市（町・村）長が必要と認める事項を記載した申告書を市（町・村）長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係る

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係る

ものに限る。)の控除を受けた場合における第二十三条の規定の適用については、同条中「法第七百三条の五」に規定する総所得金額」とあるのは、「法第七百三条の五」に規定する総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用を受ける場合における附則第三項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第三条、第六条、第八条及び第二十三条の規定の適用

ものに限る。)の控除を受けた場合における第二十三条の規定の適用については、同条中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用を受ける場合における附則第三項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第三条、第六条、第八条及び第二十三条の規定の適用

については、第三条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、（第三条）中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第一項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、第二十三条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同

については、第三条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、（第三条）中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第一項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、第二十三条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同

一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第三条、第六条、第八条及び第二十三条の規定の適用については、第三条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

一世帯所属者が租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第三条、第六条、第八条及び第二十三条の規定の適用については、第三条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

